

ブロック塀等改修促進事業補助金を助成します！！

市では、通学路や津波から避難する道路に面した高さ60cmを超えるブロック塀等を撤去または軽量フェンスや生垣等に改修する場合に、その費用の一部を補助しています。

大きな地震が発生するとブロック塀等が倒壊し、人が下敷きになったり、津波から避難する際に通行の支障となったりします。地震や津波から多くの命を守るため、道路に面したブロック塀等の撤去・改修を積極的に推進しています。

〔補助対象者〕

1. 通学路等に面して設置されたブロック塀等を所有している方
2. 市税等を滞納していない方
3. ブロック塀等の撤去または改修を行う部分について、国、県または市の公共用地の取得に伴う損失補償を受けていない方



〔助成対象〕

補助事業	補助事業の内容
撤去事業	通学路や津波避難道路等に面しているブロック塀等の全部または一部を除去し、道路面から高さ60cm以下とする事業
改修事業	撤去事業を行った部分に、軽量フェンスまたは生垣を設置する事業

〔補助金の額〕 次のいずれか少ない額で、20万円を限度とします。

1. 撤去するブロック塀等の面積に1㎡当たり2,500円を乗じた額
2. 撤去または改修費用に要した費用の2分の1を乗じて得た額

※一段の土地に設置されたブロック塀等につき1回を限度とします。

※補助を受けるためには事前に手続きが必要です。補助金の交付決定前に工事契約・着手した場合は、補助金を受けることができません（工事契約・着手後の申請はできません。）

後付け安全運転支援装置の

購入及び設置費用の一部を補助します！！

市では、高齢者が運転する自動車の急発進による事故防止及び事故発生時の被害を軽減するため、65歳以上の方を対象に、後付け安全運転支援装置の購入及び設置費用の一部を補助金として交付します。

〔補助対象者〕 ※次の①～⑤のすべてに該当する方

- ①市内に住民登録があり、申請時において満65歳以上の方
- ②後付け安全運転装置を購入・取り付けし、支払いを完了した方
- ③有効期限内の自動車運転免許証を保有している方
- ④過年度分における市税を滞納していない方
- ⑤暴力団および暴力団員と密接な関係を有しない方



〔補助対象自動車〕 ※次の①～③のすべてに該当する方

- ①普通自動車、小型自動車または軽自動車などの自家用車（リース、レンタルは除く）
- ②自動車検査証の「所有者」欄または「使用者」欄に、補助対象者の氏名が記載されている自動車（※対象者氏名の記載がない場合は、誓約書の提出が必要です）
- ③市内の自動車販売店又は市内の後付け装置取扱事業者で購入・取付が完了した自動車

〔補助率・補助金額〕

- 補助率：対象経費の1/2以内の額
- 補助金額：上限20,000円
（※補助金額について、1,000円未満の端数は切り捨てとします）
（※補助金の交付は、1人につき1台で1回までです）



家具転倒防止器具の取り付け費用を助成します

地震被害の調査では、負傷者の約3～5割の方が屋内における家具類の転倒・落下によって負傷しています。市では、家具転倒防止器具を取り付けた世帯を対象に、取り付け費用の一部を助成しています。

助成対象世帯

いすみ市に居住し、いすみ市の住民基本台帳に登録されている方。

※既に助成を受けたことのある方は対象となりません。

助成対象家具

主に起居する寝室または居間等にある家具等

(タンス、本棚、食器棚、冷蔵庫、テレビなど)

家具への取付方法

床・柱・壁等に固定するための家具転倒防止器具を用いて固定。

※ただし、家具転倒防止器具取付講習会を受講した業者等が取り付けた場合に限りです。

※設置業者等の詳細につきましては、市ホームページに掲載しています。

助成金額

家具等の転倒防止に要した費用のうち、1申請者または1棟の住宅について1回限り3台までが対象となります。 ※上下分離式であっても一体として利用する家具は1台として扱います。助成金の限度額は、対象となる家具等が 1台の場合：6,000円 2台の場合：8,000円 3台の場合：10,000円となります。ただし、助成金が限度額に満たない場合は、家具転倒防止器具の設置に要した実績額となります。

申請方法

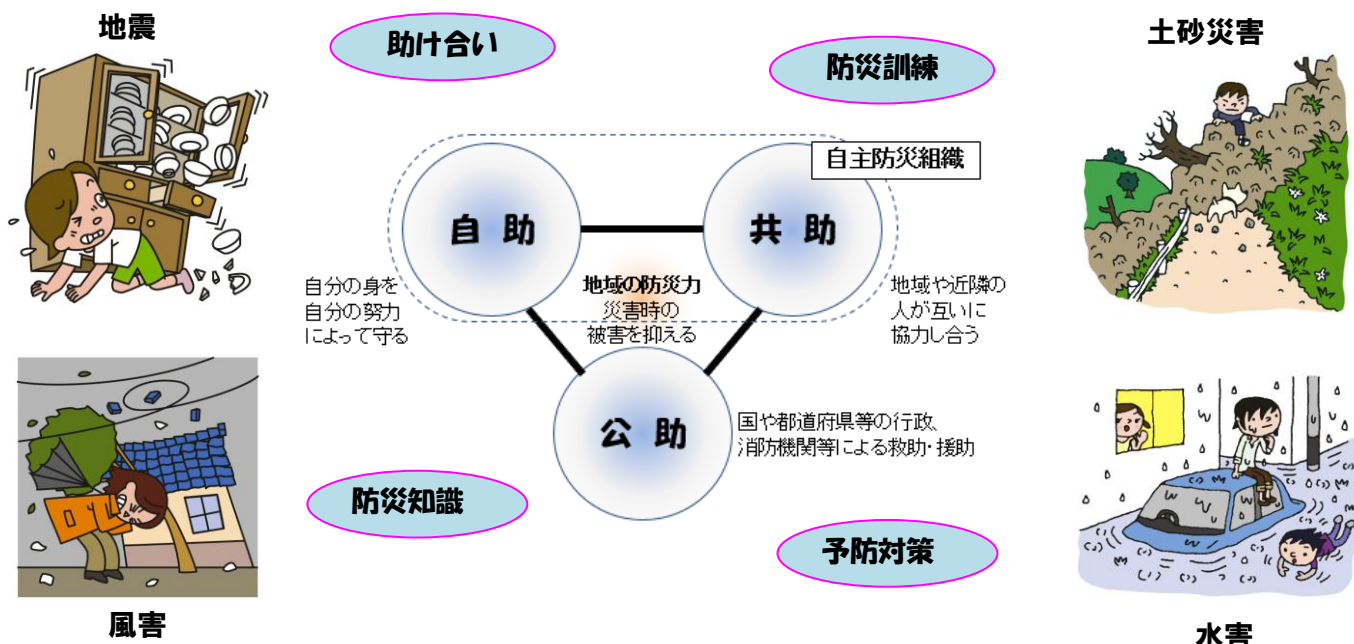
家具転倒防止器具を取り付ける前に、次の書類を提出してください。

- ・いすみ市家具転倒防止事業助成金給付申請書
- ・取付工事等に関する経費の見積書等
- ・工事着手前の状況を明らかにする写真



自主防災組織を結成しましょう

災害が発生したとき、普段から生活環境を共有している地域住民同士が相互に協力し合う「共助」が被害軽減のために重要となります。自主防災組織は、平常時は災害に備えるための活動を行い、災害発生時には人命を守り、被害の拡大を防ぐための組織です。



◇自主防災組織はなぜ必要なのでしょう

大地震のような大規模な災害時には、交通網の寸断、通信手段の混乱などで、消防や警察などがすぐに現場に向かうことはできません。そのような事態に備え、地域住民が連携して地域の被害を最小限に抑えることが自主防災組織の目的です。

自分達の地域を災害から守るため、災害についての知識習得や、避難所（場所）の把握など、普段からの取り組みが大きな効果へとつながります。そのためにも、自主防災組織を結成し、災害に備えましょう。